

2014年3月7日

三重県農林水産部
農産物安全課
食の安全・安心班 御中

三重県食の安全・安心確保基本方針の改正（案）に対する意見

津市桜橋2丁目135 ハイツフジタ 1F
三重県生活協同組合連合会
食の安全委員会
TEL059-228-9913 FAX059-228-9915

日ごろより当会へのご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、2月6日付の標記改正（案）に対する意見募集にもとづき、下記の意見を提出いたします。

記

- 昨年、本県で発生した米穀の産地偽装表示ならびに食材の不適切表示を受けて、関係法令（食糧法、米トレーサビリティ法、景品表示法）を改正案に明記されたことはたいへん良いことだと思います。
- 食品関連事業者だけでなく、食品関連事業者等にまで対象を広げての情報提供が行われることはたいへん良いことだと思います。
- 方針改正案にもとづいた食品安全確保の施策が、食品監視指導計画（案）ならびに農畜水産物安全確保監視指導計画（案）に反映され確実に実施されることを要望します。

以上